

令和8年度施行

役務説明書(公示用)

役 務 名 道路設備資材等価格調査業務(前期)

札幌市建設局土木部

役務名称： 道路設備資材等価格調査業務(前期)

一金	業務委託費	円
	業務価格	円
	消費税相当額	円

役務説明書・仕様書

1. 役務の概要

札幌市内における道路設備資材等の市況実勢価格調査 一式

2. 履行期間

契約締結日から令和9年1月20日まで

3. 業務内容

- (1) 本業務の調査項目は別紙のとおりとする。
- (2) 調査実施前に、調査項目の調査時期、調査手順、調査対象業者、流通経路等について、本市担当職員と事前協議を行うこと。
- (3) 調査方法は、調査対象業者を訪問して行う「面接調査」、又は電話、郵便、FAX、メール等による「通信調査」とし、一般に市販される刊行物等に実勢取引価格が掲載されていない資材等に対して、売買契約書等により市中価格を調査すること。
- (4) 報告価格は、特に指示が無い場合には、次のとおりとする。
 - ① 現場着価格とする。
 - ② 決済条件は現金とするが、2～3か月後の支払いも含む
- (5) その他、本業務に関し疑義が生じた場合は、速やかに本市担当職員と協議すること。

4. 仕様書等

- (1) 受託者は本仕様書、各種基準等に基づいて適正に役務を履行しなければならない。
- (2) 本役務を依頼するにあたり、各調査結果を指定した期間までに報告を行うものとする。期間に間に合わない等があれば、速やかに本市と協議を行うこと。
- (3) 本市は役務の完了前に、一部調査結果を公表・閲覧に供し設計等に使用することがある。
- (4) また、一部調査結果を公表し閲覧に供す際には、本市は公表・閲覧に供する該当調査結果を受託者に原則通知するものとする。
- (5) なお、本役務の履行に際して、本仕様書に関する疑義及び本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、本市と協議の上決定するものとする。

5. 着手について

受託者は、本役務を実施するにあたり着手前、速やかに役務内容の詳細について本市と十分協議し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届（初回協議は契約後14日以内に対面にて行うこと）
- (2) 役務日程表
- (3) 主任技術者

6. 完了について

受託者は、本役務の完了後速やかに次の書類を提出するものとする。
なお、様式については本市担当職員と協議すること。

- (1) 完了届
- (2) 報告書(製本2部及び電子データ)
 - ① 役務概要(調査内容・方法等)
 - ② 調査結果(名称・規格・単位・材工区分・価格・備考等)※上記は役務着手時に打合わせを行い、記録を行うこと。

7. 価格決定のプロセス確認

受託者は、調査報告時、委託者が求めた場合は下記の資料を委託者へ提示し、価格決定プロセスの確認を受けなければならない。

- (1) 価格決定説明
 - ア 調査報告対象業者の選定(規模、業者数、取引高、販売エリアなど)
 - イ 価格調査を行ったメーカーなどの価格調査記録(資材品目、規格、調査価格など)
 - ウ 個々の調査価格の信頼性
 - エ 価格決定根拠資料
- (2) 受注者内部の審査状況
 - ア 内部の審査結果
 - イ 内部審査資料
- (3) その他発注者の支持する資料

担当課

札幌市建設局土木部道路設備課 Tel011-211-2635

令和8年度施行

役務積算書(見積参考)

役 務 名 道路設備資材等価格調査業務(前期)

本積算書は、発注者の計画に基づいて作成した積算図書の一部を、見積算定の参考として提示するもので、契約上、これを拘束するものではありません。

令和 8年 3月 単価適用

札幌市建設局土木部

積 算 内 訳 書

道路設備資材等価格調査業務

一金 円
円

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	適 用
打合せ		式	1			第1号内訳書
資材価格調査		式	1			第2号内訳書
施工単価調査 (材工共含む)		式	1			第3号内訳書
直接人件費計						
直接経費	印刷・通信費	式	1			
	旅費・交通費	式	1			
直接原価						
間接原価	その他原価	式	1			
業務原価						
	一般管理費	式	1			
業務価格						
再計						
消費税相当額		式	1			
業務委託費						

札 幌 市

